

606 中山間地域実践活動支援事業

所管省庁等	県単	県担当課等	農村振興課 中山間地域担当
事業の種類	⑪		

1 事業の目的・趣旨

人口減少が著しく、過疎高齢化が進展している中山間地域において、都市住民との交流や、定住人口につながる地域住民の主体的な取組を促進し、中山間地域の活性化を図っていく。

2 根拠法令等

中山間地域実践活動支援事業実施要領（平成 27 年 4 月 1 日制定）

3 対象事業

地域に人を呼込むための受け入れ体制づくりや、中山間地域経済の活性化を図るため、地域住民の自主的な実践活動を支援する。

4 補助対象期間

平成 27 年度～

5 補助対象経費

- ・受け入れ体制づくりに係る経費
- ・都市住民との交流促進に係る経費
- ・若い世代を呼込む仕掛けづくりに係る経費
- ・定住促進に向けた地域の取り組み要する経費 など

6 財政支援措置（補助率等）

- (1) 補助率 定額
- (2) 標準事業費 対象事業の(1) + (2) = 600 千円以内/地区

7 事業主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、集落・地域住民の組織 等

8 交付申請・交付決定等のスケジュール

事業計画書を農業振興事務所に提出し、承認を受け、その後、補助金交付申請書を提出。

9 最近の事例

なし

10 HPアドレス等

なし